



鳥取県公報

平成13年 6月29日(金)
号外第71号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 改良普及員資格試験の実施（経営指導課）..... 1

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成13年 6月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の期日

平成13年10月17日（水）及び同月18日（木）

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

（1）試験は、筆記試験及び口述試験とする。

（2）筆記試験は、改良普及員として必要な教養、専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必 須 項 目	選 択 項 目
教育概論 農業概論 （農業技術概論、農政事情、 農業経営及び生活経営）	作物 園芸 畜産 土壤肥料 植物病理及び 昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工 学 生物化学 食品化学及び食品加工 マー ケティング論 農業経済 家庭経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計 画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理

（3）必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。

（4）選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験にあっては2項目を、論文試験にあっては1項目を、それぞれ（2）の表の右欄に掲げる選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して

選択することができるものとする。

- (5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2第2項の大学(以下「短期大学」という。)を除く。)都道府県立農業講習施設(短期大学において農業又は家政(生活を含む。以下同じ。)に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。)若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科、農業経営科学科若しくは生活栄養科学科において、正規の課程を修めて卒業(大学院における修了を含む。以下同じ。)した者又はこれらの課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者(財団法人農民教育協会鯉淵学園を卒業見込みの者にあつては、農業経営科学科普及専攻又は生活栄養科学科普及専攻の正規の課程を修める者に限る。)

- (2) 短期大学、都道府県立農業講習施設((1)に掲げるものを除く。以下同じ。)都道府県立蚕業講習所、都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限る。以下同じ。)若しくは学校法人自由学園最高学部2年課程において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は独立行政法人農業技術研究機構において園芸若しくは茶業に必要な学理及び技術の習得を目的として行う長期研修の研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年)以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導

- (3) 短期大学、都道府県立農業講習施設、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設養成部門において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年)以上に達するもの

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

- (5) (1)から(4)に掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

注 1 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

2 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

3 注1又は注2の知事の認定を受けようとする者は、注1に規定する者にあつては履歴書及び最終学校卒業証明書、注2に規定する者にあつては履歴書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、注3の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

5 受験願書の受付期間

平成13年7月2日(月)から同月31日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。

なお、郵送による場合は、平成13年7月31日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部経営指導課

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を有する者であることを証明する書類

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの)

8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報により公表するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部経営指導課並びに各地方農林振興局農業改良普及所及び日野総合事務所農林局日野農業改良普及所において交付する。

なお、その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部経営指導課(電話0857 - 26 - 7266)に照会すること。

